

株 主 各 位

東京都昭島市中神町1160番地1
 株式会社 **エコス**
代表取締役社長 平 邦 雄

第57回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面又はインターネットによる議決権行使の方法は、本招集通知2頁から3頁までに記載のとおりですので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年5月25日(水曜日)午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
 2. 場 所 東京都立川市曙町2丁目40番15号 パレスホテル立川 4階ロースルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 |
| 第5号議案 | 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の体制及び方針、連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には検温及び会場内マスク着用をお願いする場合がございます。また、今後の状況次第では、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。変更等が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご出席の際にはご確認ください。

当社ウェブサイト [https:// www.eco-s.co.jp](https://www.eco-s.co.jp)

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年5月26日（木曜日）午前10時



■ 株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2022年5月25日（水曜日）午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年5月25日（水曜日）午後6時まで



スマートフォンをご利用の株主様



スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です！同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

<インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年5月25日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定配当の継続を基本方針としております。

第57期につきましては、当期の業績や財務状況を勘案し、前期の普通配当45円に代えて、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は568,565,550円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年5月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 役員退職慰労金制度の廃止

役員報酬制度見直しの一環として、本総会終結の時をもって、取締役・監査役に係る役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、現行定款第31条（取締役の報酬および退職慰労金等）および現行定款第42条（監査役の報酬および退職慰労金等）につきまして、一部文言を変更するものであります。

2. 変更の内容及び日程

変更内容は次のとおりであります。また、本定款変更は、第15条の変更を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金等) <u>第31条</u> 取締役の報酬および退職慰労金等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金等) <u>第42条</u> 監査役の報酬および退職慰労金等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p><削除></p> <p><新設> (電子提供措置等) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第31条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の報酬等) <u>第42条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p><新設> (附則) 1.現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2.前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3.本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

当社を取り巻く経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を推進することを目的として、執行役員制度を導入し、取締役会の構成を見直すことにいたしました。つきましては、本総会終結の時をもって取締役12名が任期満了となりますので、取締役7名を減員のうえ、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、本議案が原案どおり承認された場合、取締役会における独立社外取締役の比率は、「コーポレートガバナンス・コード」で求められる3分の1以上となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
1	たいら とみお 平 富郎 (1939年1月22日生)	401,875株	1965年12月 有限会社たいらや商店設立、取締役 1975年7月 同社代表取締役社長 1984年9月 同社を株式会社に改組し株式会社スーパーたいらや（現株式会社エコス）設立、代表取締役社長 1999年4月 当社代表取締役会長 2000年5月 当社代表取締役社長 2002年11月 当社代表取締役会長（現任）
〔取締役候補者とした理由〕 平富郎氏は、当社創業者であり、経営に関する高い見識を有し、その実績・能力、豊富な経験と知識を活かすことにより、当社グループの成長と更なる企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者とした。			
2	たいら くにお 平 邦雄 (1968年6月12日生)	1,529,600株	1991年4月 株式会社ダイエー入社 1994年10月 当社入社 取締役 1999年5月 当社常務取締役企画室長兼開発本部副本部長 2000年1月 当社常務取締役第一販売事業部長 2002年11月 当社常務取締役営業本部長 2004年5月 当社専務取締役営業本部長兼物流部管掌 2005年5月 当社取締役副社長兼営業本部長 2006年3月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2010年9月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社たいらや代表取締役会長 株式会社与野フードセンター代表取締役会長 株式会社マスダ代表取締役会長 株式会社平成取締役
〔取締役候補者とした理由〕 平邦雄氏は、当社グループ全体の経営指揮を執り、企業経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しております。当社グループの成長と更なる企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者とした。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
3	たいら のりこ 平 典子 (1966年2月27日生)	224,100株	1995年8月 当社入社 1997年3月 当社総務部庶務担当課長 2006年5月 当社取締役惣菜事業部長兼惣菜工場準備室長 2011年9月 当社取締役営業本部副本部長 2012年3月 当社常務取締役営業本部副本部長 2012年5月 株式会社たいらや常務取締役 2013年5月 同社専務取締役 2014年3月 同社代表取締役社長（現任） 2014年5月 当社取締役 2017年6月 当社取締役副社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社たいらや代表取締役社長 株式会社平成取締役
〔取締役候補者とした理由〕 平典子氏は、当社子会社代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
4	ふじた しょうぞう 藤田昇三 (1948年8月1日生) (社外取締役)	400株	1976年4月 東京地方検察庁検事任官 2003年9月 佐賀地方検察庁検事正 2008年7月 最高検察庁裁判員公判部長 2010年6月 広島高等検察庁検事長 2010年12月 名古屋高等検察庁検事長 2011年8月 定年退官 2011年9月 弁護士登録 2012年6月 株式会社整理回収機構代表取締役社長 2015年10月 奥野総合法律事務所入所 2017年5月 当社取締役（現任） 2019年2月 藤田昇三法律事務所開設 (重要な兼職の状況) アセットマネジメントOne株式会社社外取締役・監査等委員 文化シャッター株式会社社外取締役・監査等委員 三機工業株式会社社外監査役
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 藤田昇三氏は、高検検事長、整理回収機構代表取締役社長等の経験があり、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に中立的・客観的な視点から有効な発言を適宜行っております。また経営事項の決定及び執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から同氏には、今後も高度な知見に基づく経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続向上に貢献いただけることを期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
5	のほら のぶひろ 野原信広 (1968年12月12日生) (社外取締役)	1,800株	1991年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 1994年12月 株式会社タチバナ産業入社 2004年6月 同社常務取締役 2007年3月 株式会社タチバナ・インダストリーズ設立 代表取締役(現任) 2015年4月 株式会社タンデム・デザイン設立 代表取締役(現任) 2016年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社タチバナ・インダストリーズ代表取締役 株式会社タンデム・デザイン代表取締役
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 野原信広氏は、企業経営者としての知識と高い見識に基づき、当社の経営に中立的・客観的な視点から有効な発言を適宜行っております。また経営事項の決定及び執行の監督に十分な役割を果たしていただき、取締役候補者といたしました。上記の理由から同氏には、今後も豊富なビジネス経験を生かし、当社において業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤田昇三氏及び野原信広氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 責任限定契約

当社は藤田昇三氏及び野原信広氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の責任に基づく限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

(2) 独立役員

当社は藤田昇三氏及び野原信広氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 藤田昇三氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 野原信広氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
6. 各候補者の「所有する当社の株式数」については、2022年2月28日現在の状況であります。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）は、次のとおりであります。

氏 名	企業経営 人事・人材	法務・リスク マネジメント	財務・会計	マーケティング・ 営業	サステナビリティ
平 富 郎	●			●	
平 邦 雄	●		●		
平 典 子	●			●	
藤 田 昇 三		●			●
野 原 信 広	●			●	

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
 当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を本総会の終結の時をもって廃止したいと存じます。これに伴い第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認された場合、引き続き取締役に在任することとなります3名（平富郎氏、平邦雄氏、平典子氏）及び監査役の酒井紘一氏、並びに退任することとなります取締役7名（宮崎和美氏、村山陽太郎氏、飯島朋幸氏、上野潔氏、芳野幸夫氏、瀧田勇介氏、高橋正己氏）に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、従来の当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金の贈呈及び打切り支給することといたしたいと存じます。なお、具体的な金額、支給時期、方法等は、取締役在任期間分は、当社取締役会において、監査役在任期間分は、監査役の協議により決定することといたしたいと存じます。また、本議案に基づく支給は、当社の取締役、執行役員、監査役の報酬に関する基本方針（本招集通知25頁のとおりです。）その他諸般の事情を考慮して、指名・報酬委員会の審議を経たうえで決定いたしますので、相当であると考えております。

打切り支給の対象となる各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
たいら とみお 平 富郎	1975年7月 当社代表取締役社長 1999年4月 当社代表取締役会長 2000年5月 当社代表取締役社長 2002年11月 当社代表取締役会長 現在に至る
たいら くにお 平 邦雄	1994年10月 当社取締役 1999年5月 当社常務取締役 2004年5月 当社専務取締役 2005年5月 当社取締役副社長 2006年3月 当社代表取締役社長 現在に至る
たいら のりこ 平 典子	2006年5月 当社取締役 2012年3月 当社常務取締役 2014年5月 当社取締役 2017年6月 当社取締役副社長 現在に至る

氏名	略歴		
みやざき かずみ 宮崎 和美	2013年5月	当社取締役	現在に至る
	2014年5月	当社常務取締役	
	2017年6月	当社専務取締役	
むらやま ようたろう 村山 陽太郎	1998年5月	当社取締役	現在に至る
	2002年11月	当社常務取締役	
いいじま ともゆき 飯島 朋幸	2013年5月	当社取締役	現在に至る
	2019年5月	当社常務取締役	
うえの きよし 上野 潔	2019年5月	当社取締役	現在に至る
よしの ゆきお 芳野 幸夫	2019年5月	当社取締役	現在に至る
たきた ゆうすけ 瀧田 勇介	2019年5月	当社取締役	現在に至る
たかはし まさみ 高橋 正己	2005年5月	当社取締役	現在に至る
さかい こういち 酒井 紘一	1992年3月	当社取締役	現在に至る
	1998年2月	当社常務取締役	
	2005年6月	当社取締役	
	2009年5月	当社監査役	

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
当社の取締役の報酬等の額は、2007年5月24日開催の第42回定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含まない。）及び当社の取締役に對し、年額2億円の範囲以内でストック・オプションとして新株予約権の発行とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。）以下「対象取締役」という。）に当社の取締役の報酬と当社の株式価値との連動制をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落のリスクをも負担し、株価変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な企業価値の向上のためのインセンティブとして機能することを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額45百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は12名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されれば、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役、執行役員、監査役の報酬に関する基本方針（なお、当該方針の内容は、本招集通知25頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

2. 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 譲渡制限の解除

上記1の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記2に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記2に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

1. 企業集団の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、変異株の発生により状況は一層深刻さを増す中で、企業活動や経済活動に制限が掛かり、景況感の悪化とともに個人消費は減少、不安定な社会情勢となりました。また、同感染症の収束時期は未だ見通せず、依然として厳しい状況で推移いたしました。

食品スーパーマーケット業界におきましては、生活様式の変化と消費者の節約志向や外出抑制の動きを受けて内食化傾向による食品需要が高まりましたが、購買行動における低価格志向は根強く、外食業界のテイクアウトやデリバリーサービスの浸透等、業種・業態間を超えた競争もますます激化しております。また、貿易摩擦の激化など、厳しい経営環境が依然として続きました。

このような環境の中、当社グループはこれまでどおり食品スーパーマーケット事業に資源を集中し、経営方針である社是「正しい商売」を徹底し、お客様の信頼と支持を獲得するために、安全・安心でお買い得な商品の提供に努め、地域のお客様の食文化に貢献できる店舗づくりに取り組んでまいりました。

店舗開発におきましては、2021年7月、埼玉県幸手市にTAIRAYA幸手店を出店し、不採算店舗1店舗を戦略的に閉鎖した結果、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は128店舗となりました。

店舗運営面におきましては、地域の実勢価格を丁寧に見極め、集客に繋がる商品を割安感のある価格にて投入、またコロナ禍によるお客様の節約志向、低価格志向、お買い物頻度の減少とまとめ買い志向の強まりに鑑み、いつ来てもお買い得、エブリデイ・ロープライスに挑戦いたしました。また、充実した品揃えや、お買物がし易やすい売場への変更など、当社グループ全体で5店舗の改装を実施いたしました。併せて自社電子マネー付きポイントカードを活用した販売促進や季節催事、ハレの日、地域催事などに連動した売場づくりを強化し、集客の拡大に努めました。

商品面におきましては、安全・安心を最優先として鮮度を重視し、美味しさと品質、価格の両面において競争力の高い生鮮食料品を提供してまいりました。また、コロナ禍によるお客様志向の変化に対応すべく簡便商品の開発、大容量パック商品等への対応をしてまいりました。併せて、当社エコスグループ食品工場にて企画・製造した独自商品の提供を拡大し、惣菜売場等の活性化に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は、1,376億51百万円(前期比1.2%増)となりました。また、営業総利益につきましては、商品調達コストの見直しや在庫効率の改善等に努め、367億66百万円(前期比2.5%増)となりました。

利益面につきましては、営業利益59億1百万円(前期比2.8%増)、経常利益60億46百万円(前期比3.1%増)となりました。これは主に、営業総利益が前連結会計年度に比べ8億92百万円の増加であったのに対して、販売費及び一般管理費が前連結会計年度に比べ7億29百万円の増加にとどまったためであります。

最終利益につきましては、特別利益として固定資産売却益等1億5百万円が発生し、また特別損失として減損損失等3億34百万円が発生したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は38億98百万円(前期比150.7%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は34億19百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

内 容	金 額
店舗の新設(1店舗)及び既存店舗の改装(5店舗)等	3,419百万円

(3) 対処すべき課題

地域密着の食品スーパーマーケットチェーンとして、変化する時代のニーズをとらえ、更なる業容の拡大と財務体質の向上を図るために、従業員の教育に注力するほか、社是である「正しい商売」に基づいて、コンプライアンスの徹底にも取り組むべく、次の重点施策を推進してまいります。

①商品力

お客様からの更なるご支持を獲得するべく、高鮮度・高品質の商品提供ができるように商品作りや鮮度管理・商品管理に取り組めます。併せて、健康志向で環境配慮型食品スーパーマーケットとして毎日がお買い得で割安感のある商品の品揃えや季節毎の大型催事に連動した売場作り等によって、店舗の集客力及び収益力の改善に取り組んでまいります。

②サービス向上

気持ちの良い笑顔の接客、従業員の身だしなみ、清掃や衛生管理の徹底によって、ご来店いただいたお客様からの信頼を高められるよう、サービス力の向上に努めてまいります。

③ウィズコロナ対応

今後もお客様、お取引先様、従業員の安全・安心な環境を整え、万全な新型コロナウイルス感染症対策の徹底を継続してまいります。

④サステナビリティへの取り組み

気候変動や資源の枯渇などの問題に対して、商品や資源物、エネルギーを無駄なく利用するために、食品リサイクル・ループの推進、店舗における省エネ対応設備の拡充、再生可能エネルギー電力の使用等、環境負荷の低減に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

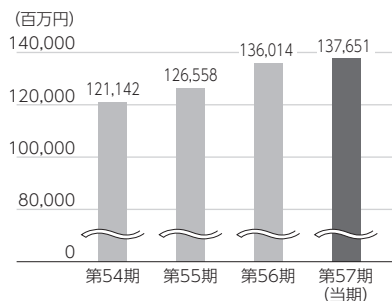
(4) 主要な事業内容(2022年2月28日現在) 食品スーパーマーケット事業

(5) 財産及び損益の状況

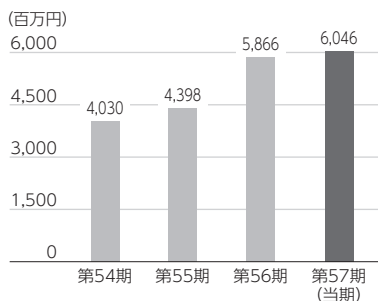
区 分	期 別	第54期	第55期	第56期	第57期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)		121,142	126,558	136,014	137,651
経 常 利 益 (百万円)		4,030	4,398	5,866	6,046
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		1,930	2,411	1,554	3,898
1株当たり当期純利益 (円)		175.14	232.51	144.20	358.64
総 資 産 (百万円)		41,894	41,523	47,207	48,687
純 資 産 (百万円)		13,448	14,789	16,261	19,544

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。第55期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号)を適用しており、第54期につきましては遡及処理後の数値を記載しております。

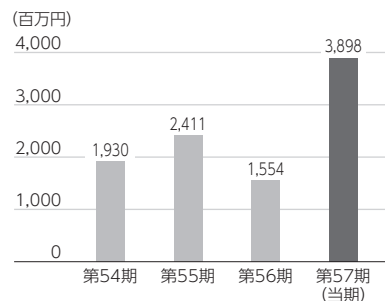
営業収益



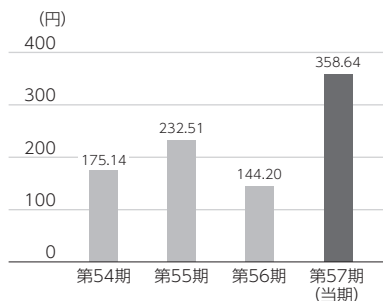
経常利益



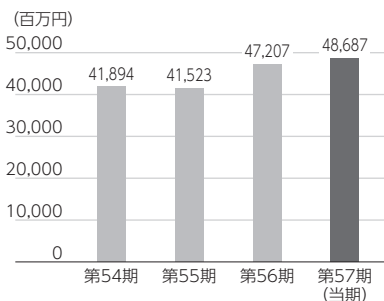
親会社株主に帰属する当期純利益



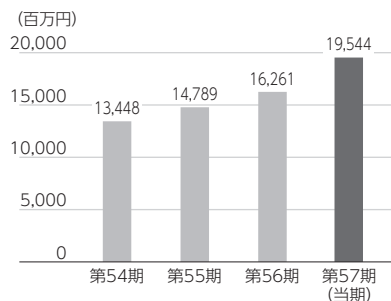
1株当たり当期純利益



総資産



純資産



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社たいらや	100百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社マスタ	95百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社与野フードセンター	50百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社TSロジテック	95百万円	100.0%	物流事業

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な営業所及び工場(2022年2月28日現在)

会社名	区分	主な事業所名・所在地等
当 社	株式会社エコス	本 部 東京都昭島市中神町1160番地1
		工 場 グループ食品工場 (埼玉県川越市)
		営業店舗
		東京都 (16店舗) 小平店、奈良橋店、拝島店、中神店 ほか
		埼玉県 (18店舗) 幸手店、月吉店、浦和栄和店、川越霞ヶ関店 ほか
		神奈川県 (2店舗) 城山店、八景島店
		千葉県 (6店舗) みのり台店、関宿店、市川島尻店、宝珠花店 ほか
		茨城県 (25店舗) 城里店、境SC店、小川店、笠間店 ほか
		栃木県 (5店舗) 二宮店、小金井店、真岡荒町店、野木店、上三川店
	福島県 (3店舗) 棚倉店、塙店、白河東店	
子 会 社	株式会社たいらや	本 部 栃木県宇都宮市平出工業団地9番23
		営業店舗
		栃木県 (26店舗) 真岡店、自治医大店、川田店、大田原店 ほか
	株式会社マスタ	本 部 茨城県取手市東6丁目10番地8
		営業店舗
		茨城県 (11店舗) 荳崎店、淵頭店、新取手駅前店 ほか
		千葉県 (2店舗) 湖北店、馬橋店
	株式会社与野フードセンター	本 部 埼玉県さいたま市中央区下落合1027
		営業店舗
		埼玉県 (14店舗) 上尾中妻店、日進店、宮原東口店 ほか
株式会社TSロジテック	本 部 東京都昭島市中神町1160番地1	
	物流センター	
	所沢物流センター (埼玉県所沢市)	
	茨城物流センター (茨城県桜川市)	
	宇都宮物流センター (栃木県宇都宮市)	

(8) 従業員の状況(2022年2月28日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,480 (3,837) 名	46名増 (185名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。なおパートタイマーおよび嘱託社員の減員の理由は、新入社員登用の大幅な増員と中途社員登用に伴うパートタイマーの減員がございました。

(9) 主要な借入先の状況(2022年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,694百万円
株式会社りそな銀行	2,574百万円
株式会社みずほ銀行	2,359百万円
株式会社三井住友銀行	2,091百万円

(注) 1.2022年2月28日現在の借入残高が、1,000百万円以上の金融機関を記載しております。
2.上記借入額には下記社債(私募債)の当期末残高が含まれております。
株式会社みずほ銀行450百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループが積極的に取り組んでまいりました環境活動につきましては、食品リサイクルの分野において、改正食品リサイクル法の業種別目標であるリサイクル率60.0%を本事業年度も大きく上回る見通しであります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,648,917株 (自己株式 277,606株を含む)
 (3) 株主数 19,911名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 琢磨	2,007千株	17.65%
平 邦 雄	1,529千株	13.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	707千株	6.22%
平 富 郎	401千株	3.53%
株式会社 ママダ	295千株	2.60%
エコス従業員持株会	252千株	2.22%
平 典 子	224千株	1.97%
株式会社 りそな銀行	133千株	1.17%
有限会社 ナカジマ	94千株	0.83%
株式会社 三菱UFJ銀行	89千株	0.78%

(注) 当社は自己株式277,606株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

株主総会決議日	2014年5月29日	2015年5月28日
新株予約権の数	220 個	530 個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 22,000 株	普通株式 53,000 株
新株予約権の払込金額	1個当たり 6,800円 (1株当たり 68円)	1個当たり 15,600円 (1株当たり 156円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり 74,900円 (1株当たり 749円)	1個当たり 100,500円 (1株当たり 1,005円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた金額を資本金とし、その差額を資本準備金とする。	
新株予約権の行使期間	2016年7月1日から 2023年6月30日まで	2017年7月1日から 2024年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	
当社役員の保有状況	当社取締役 3名 保有数 220個 株式の数 22,000株	当社取締役 4名 保有数 530個 株式の数 53,000株
	当社監査役 - 保有数 - 株式の数 -	当社監査役 - 保有数 - 株式の数 -

(注) 1.新株予約権の行使の条件

①行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

②行使できる株式の数は、1,000株又はその整数倍とする。

③新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

2.社外取締役は新株予約権を保有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び地位
代表取締役会長	平 富 郎	
代表取締役社長	平 邦 雄	
取締役副社長	平 典 子	
専務取締役	宮 崎 和 美	営業本部長兼店舗運営部長兼営業企画部長
常務取締役	村 山 陽太郎	財務経理部長兼経営企画部長
常務取締役	飯 島 朋 幸	開発部管掌兼業務部管掌
取締役	上 野 潔	生鮮食品部長
取締役	芳 野 幸 夫	グロサリー部長
取締役	瀧 田 勇 介	総務部長兼人事部長
取締役	高 橋 正 己	
取締役	藤 田 昇 三	
取締役	野 原 信 広	
常勤監査役	酒 井 紘 一	
監査役	鈴 木 茂 生	
監査役	雨 宮 真 歩	

- (注) 1. 取締役藤田昇三氏及び野原信広氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。取締役藤田昇三氏及び野原信広氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の兼職の状況の明細
(取締役)

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
平 邦 雄	株式会社たいらや 株式会社与野フードセンター 株式会社マースダ 株式会社平成	代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役
平 典 子	株式会社たいらや 株式会社平成	代表取締役 代表取締役
村 山 陽 太郎	株式会社TSOジテック 株式会社平成 株式会社令和	監査 監査 監査
上 野 潔	株式会社TSOジテック 株式会社令和	取締役 取締役
芳 野 幸 夫	株式会社TSOジテック 株式会社令和	取締役 取締役
瀧 田 勇 介	株式会社TSOジテック 株式会社令和	代表取締役 代表取締役
高 橋 正 己	株式会社ロイヤルメディカルクラブ 株式会社中山メディカルクラブ 鈴木茂器工株式会社	代表取締役 代表取締役 社外取締役
藤 田 昇 三	アセットマネジメントOne株式会社 文化シャッター株式会社 三機工業株式会社	社外取締役・監査等委員 社外取締役・監査等委員 社外監査役
野 原 信 広	株式会社タチバナ・インダストリーズ 株式会社タンデム・デザイン	代表取締役 代表取締役

(監査役)

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
酒 井 紘 一	株式会社たいらや 株式会社与野フードセンター	非常勤監査役 非常勤監査役
鈴 木 茂 生	全国弁護士協同組合連合会 医療法人社団やしの木会 一般社団法人ふくしま科学技術推進機構	常務理事 常務理事 常務理事
雨 宮 真 歩	一般財団法人マリオン財団 中日国際輸渡有限公司 株式会社プリプラにじゅういち	理事 監事(監査役) 監査役

(3) 取締役、執行役員、監査役の報酬に関する基本方針

本基本方針については、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

① 基本方針

当社の取締役、執行役員、監査役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本とし具体的には、以下のとおりとする。

- (ア) 企業理念を實踐する優秀な人材を取締役、執行役員、監査役として登用できる報酬とする。
- (イ) 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- (ウ) 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

② 報酬構成

- (ア) 取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成する。
- (イ) 基本報酬に対する業績連動報酬の報酬構成比率は、役割に応じて決定する。
- (ウ) 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみで構成する。
- (エ) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役の協議により決定する。

③ 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位、職務の内容に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

④ 業績連動報酬

- (ア) 短期業績連動報酬（賞与）単年度の業績や目標達成度に連動する賞与を事業年度終了後に一括支給する。
- (イ) 中長期業績連動報酬（株式報酬）中長期経営計画の達成度や企業価値（株式価値）の向上に連動する株式報酬は、譲渡制限付株式とする。当社の取締役、執行役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内とする。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、役位、職務の内容に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会において決定する。

⑤ 報酬ガバナンス

- (ア) 報酬構成比率、及び基本報酬の水準、並びに業績連動報酬の業績指標及び評価方法は、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。
- (イ) 各取締役、執行役員の報酬の額は、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

取締役の個人別の報酬等については、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ取締役会において総合的に議論、検討を行っており、当該方針に沿うものと判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金 (引当金繰入額を 含む)	
取締役 (社外取締役を除く)	312	211	65	35	10
監査役 (社外監査役を除く)	7	6	0	0	1
社外取締役	7	7	—	—	2
社外監査役	6	6	—	—	2
合計	333	231	66	35	15

- (注) 1. 取締役の報酬につきましては、2007年5月24日の第42回定時株主総会において取締役の員数15名に対して年額350百万円以内と決議されております。監査役の報酬につきましては、1992年5月29日の第27回定時株主総会において監査役の員数3名に対して年額35百万円以内と決議されております。
2. 上記支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額66百万円を含んでおります。
3. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額35百万円を含んでおります。
4. 業績連動報酬は短期の業績に連動する報酬（賞与）であり、業績連動報酬以外の報酬は基本的な固定報酬が該当いたします。その支給割合は概ね、業績連動報酬25%、業績連動報酬以外の報酬75%を目安としております。当社は売上高経常利益率を自社の収益力を的確に示す指標として捉え、その中期的な目標を4.0%に設定しておりますが、当事業年度における売上高経常利益率の実績は、4.5%であり、これは対前期比3.1%の増益であり、短期の業績連動報酬（賞与）に係る指標を達成しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	藤田昇三	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また、法律家としての豊富な経験と幅広い見識を基に、議案の審議につき助言、提案を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	野原信広	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、議案の審議につき助言、提案を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	鈴木茂生	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	雨宮真歩	当事業年度開催の取締役会には、10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 他の法人等との兼職状況は、(2)取締役及び監査役の兼職の状況の明細に記載のとおりであります。なお、社外取締役及び社外監査役が兼職している各社と当社との間には特別な関係はございません。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名及び社外監査役2名それぞれと当社の間で、当該取締役及び当該監査役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項に規定する「最低責任限度額」を限度とする責任限定契約を締結しております。

③ 報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
社外役員報酬等の額	4名	13百万円

(6) 会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の社外役員を含む取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称
アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬について同意しております。
- 3.当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務に関する調査業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的とするものとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示未満の数値を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2022年2月28日現在	(ご参考) 前連結会計年度 2021年2月28日現在	科 目	当連結会計年度 2022年2月28日現在	(ご参考) 前連結会計年度 2021年2月28日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	20,510	19,789	流動負債	19,400	20,179
現金及び預金	11,583	10,620	買掛金	7,590	7,610
売掛金	1,213	1,242	一年内返済予定の長期借入金	5,140	5,559
商品及び製品	3,749	3,714	一年内償還予定の社債	314	439
原材料及び貯蔵品	33	50	未払金	1,767	2,372
未収入金	3,305	3,085	未払法人税等	960	1,339
その他	637	1,090	賞与引当金	752	691
貸倒引当金	△12	△14	役員賞与引当金	130	160
			ポイント引当金	43	62
			その他	2,701	1,943
固定資産	28,175	27,414	固定負債	9,742	10,766
有形固定資産	18,567	17,558	社債	150	464
建物及び構築物	8,470	8,012	長期借入金	6,582	6,962
工具、器具及び備品	1,457	1,504	役員退職慰労引当金	707	690
土地	8,386	8,030	退職給付に係る負債	631	646
建設仮勘定	238	—	資産除去債務	246	244
その他	15	10	長期未払金	300	521
			繰延税金負債	226	260
無形固定資産	1,040	1,115	再評価に係る繰 延税金負債	43	43
ソフトウェア	664	721	その他	853	932
その他	375	393	負債合計	29,143	30,945
投資その他の資産	8,567	8,740	純資産の部		
投資有価証券	986	1,013	株主資本	20,761	17,424
敷金及び保証金	5,497	5,502	資本金	3,318	3,318
繰延税金資産	1,627	1,718	資本剰余金	3,591	3,591
その他	610	658	利益剰余金	14,301	11,676
貸倒引当金	△154	△152	自己株式	△449	△1,162
			その他の包括利益累計額	△1,226	△1,235
繰延資産	1	3	その他有価証券評価差額金	50	51
社債発行費	1	3	土地再評価差額金	△1,318	△1,318
			退職給付に係る調整累計額	41	31
資産合計	48,687	47,207	新株予約権	9	73
			純資産合計	19,544	16,261
			負債及び純資産合計	48,687	47,207

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2021年3月1日から 2022年2月28日まで	(ご参考) 前連結会計年度 2020年3月1日から 2021年2月28日まで
売上高	134,775	133,326
売上原価	100,885	100,140
売上総利益	33,889	33,185
営業収入	2,876	2,687
営業総利益	36,766	35,873
販売及び一般管理費	30,864	30,135
営業利益	5,901	5,738
営業外収益	249	241
受取利息及び受取配当金	61	53
資材売却による収入	149	143
貸倒引当金の戻入	—	17
その他	38	28
営業外費用	105	113
支払利息	69	72
ミットメント費	23	23
その他	12	18
経常利益	6,046	5,866
特別利益	105	46
固定資産売却益	103	10
テナント退店違約金収入	2	6
補助金収入	—	14
受取補償	—	3
保険差益	—	12
特別損失	334	2,560
固定資産除却損	126	81
固定資産売却損	—	3
店舗閉鎖損	125	2,475
投資有価証券売却損	65	—
投資有価証券売却損	15	—
投資有価証券評価損	0	—
税金等調整前当期純利益	5,818	3,352
法人税、住民税及び事業税	1,829	1,993
法人税等調整額	89	△195
当期純利益	3,898	1,554
親会社株主に帰属する当期純利益	3,898	1,554

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 2022年2月28日現在	(ご参考) 前事業年度 2021年2月28日現在	科 目	当事業年度 2022年2月28日現在	(ご参考) 前事業年度 2021年2月28日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	20,207	18,996	流動負債	13,971	13,494
現金及び預金	8,662	8,643	買掛金	4,155	4,298
売掛金	716	730	一年内返済予定の長期借入金	4,563	4,560
商品及び製品	2,399	2,331	一年内償還予定の社債	300	425
原材料及び貯蔵品	26	42	未払金	1,958	1,570
前払費用	340	326	未払費用	303	286
立替金	2,422	2,241	未払法人税等	758	841
関係会社短期貸付金	2,200	1,500	未払消費税等	174	184
未収入金	3,419	2,757	預り金	1,085	615
その他	31	435	賞与引当金	350	362
貸倒引当金	△12	△14	役員賞与引当金	90	110
固定資産	19,756	18,299	ポイント引当金	23	37
有形固定資産	11,345	9,862	その他	208	201
建物	5,023	4,504	固定負債	7,895	8,020
構築物	470	380	社債	150	450
車輜運搬具	7	7	長期借入金	6,255	6,057
工具、器具及び備品	963	849	退職給付引当金	170	209
土地	4,641	4,120	役員退職慰労引当金	653	625
建設仮勘定	238	—	資産除去債務	121	119
無形固定資産	678	732	長期預り保証金	498	511
ソフトウェア	659	712	再評価に係る繰延税金負債	43	43
電話加入権	16	16	その他	2	3
その他	2	2	負債合計	21,867	21,515
投資その他の資産	7,732	7,704	純資産の部		
投資有価証券	878	892	株主資本	19,364	16,979
関係会社株式	1,263	1,263	資本金	3,318	3,318
出資金	1	1	資本剰余金	3,591	3,591
従業員に対する長期貸付金	4	8	資本準備金	3,591	3,591
関係会社長期貸付金	793	795	利益剰余金	12,904	11,231
長期前払費用	372	393	その他利益剰余金	12,904	11,231
敷金及び保証金	3,285	3,213	繰越利益剰余金	12,904	11,231
繰延税金資産	1,208	1,210	自己株式	△449	△1,162
その他	40	40	評価・換算差額等	△1,276	△1,270
貸倒引当金	△116	△114	その他有価証券評価差額金	42	48
繰延資産	0	1	土地再評価差額金	△1,318	△1,318
社債発行費	0	1	新株予約権	9	73
資産合計	39,965	37,297	純資産合計	18,098	15,782
			負債及び純資産合計	39,965	37,297

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 2021年3月1日から 2022年2月28日まで	(ご参考) 前事業年度 2020年3月1日から 2021年2月28日まで
売上高	75,116	78,046
売上原価	55,658	58,541
営業総利益	19,457	19,505
営業収入	1,898	1,863
営業総利益	21,355	21,368
販売費及び一般管理費	18,077	18,326
営業外利益	3,277	3,041
受取利息及び受取配当金	1,306	1,270
受取経営指	650	641
受取経営の	602	556
その他	53	72
営業外費用	89	95
支払利息	56	58
コミットメント	23	23
その他	9	14
経常利益	4,495	4,217
特別利益	0	228
テナント退店違約金収入	0	6
補助金収入	—	14
受取補償	—	3
保険差益	—	12
固定資産売却益	—	10
関係会社投資損失引当金戻入額	—	182
特別損失	299	873
固定資産売却損	—	3
固定資産除却損	108	30
固定資産減損	125	839
店舗閉鎖損	65	—
税引前当期純利益	4,196	3,572
法人税、住民税及び事業税	1,245	1,246
法人等調整額	4	△103
当期純利益	2,947	2,429

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社エコス
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 植木 一 彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 永 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エコスの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社エコス
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 植木 一 彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 永 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコスの2021年3月1日から2022年2月28日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月12日

株式会社 エ コ ス 監査役会

常勤監査役	酒	井	紘	一	Ⓔ
社外監査役	鈴	木	茂	生	Ⓔ
社外監査役	雨	宮	真	歩	Ⓔ

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 パレスホテル立川 4階「ローズルーム」
東京都立川市曙町2丁目40番15号
TEL 042-527-1111



交通のご案内：JR立川駅北口より徒歩約5分

多摩都市モノレール立川北駅高島屋方面改札口より徒歩約3分

駐車場の準備はいたしておりませんので、予めご了承くださいませよう願ひ申し上げます。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。